

## 岡山県大型投資・拠点化促進補助金交付要綱

### (通則)

第1条 岡山県大型投資・拠点化促進補助金（以下「補助金」という。）の交付については、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造工場 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）分類表中大分類E－製造業の項目に掲げる製造業の用に供する施設をいう。
- (2) 研究所等 次のいずれかに該当するものをいう。
  - ① 工業製品に係る研究所
  - ② バイオテクノロジーに係る研究所
  - ③ 光通信又は電気通信に係る研究所
  - ④ ソフトウェアハウス
  - ⑤ システムハウス
  - ⑥ 高度情報処理産業に係る事業所
  - ⑦ 高度な機械修理業に係る事業所
  - ⑧ ディスプレイ業に係る事業所
  - ⑨ 非破壊検査業に係る事業所
  - ⑩ デザイン業に係る事業所
  - ⑪ 機械設計業に係る事業所
  - ⑫ エンジニアリング業に係る事業所
- (3) 製造業類似事業所 製造工場に類する事業の用に供する施設をいう。
- (4) 先端的試験研究施設 先端的な試験研究に係る基礎研究、応用研究又は開発研究の用に供する施設をいう。
- (5) 固定資産投資額 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に規定する固定資産の取得に要する費用をいう。
- (6) 新規常用雇用者 新設又は増設の製造工場、研究所等、製造業類似事業所若しくは先端的試験研究施設（以下「工場等」という。）で従事するために、立地決定日以降に雇用された岡山県内に住所を有する者又は工場等で従事するために岡山県内に新たに住所を定めた者で、かつ、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の被保険者になっている者をいう。
- (7) 公的団地 県、市町村、公社又は（独）中小企業基盤整備機構が造成し又は分譲している一団の土地をいう。
- (8) 県営産業団地 県が造成し又は分譲している一団の土地をいう。
- (9) 市町村営等産業団地 県営産業団地用地以外の公的団地をいう。
- (10) 民有地 公的団地用地以外の土地をいう。
- (11) 岡山県北部 岡山県内の市町村のうち、津山市、新見市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町及び吉備中央町をいう。

(12) 既立地企業 県内に製品の製造から出荷に係る施設等を有している企業をいう。

(補助金)

第3条 知事は、県内への企業の立地を推進し、一層の雇用機会の増大と地域振興を図るため、次条に該当し、かつ、操業を開始した企業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者)

第4条 別表に定める補助金交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県内に工場等に係る固定資産投資を行う企業であって、固定資産投資額が50億円以上(既立地企業については固定資産投資額が50億円以上、かつ既存の工場等事業を実施した箇所、ライン等における生産性が10%以上向上すると認められるもの)であること(ただし、知事が特別に認める場合は、この限りではない。)(以下、この場合の固定資産投資を「投資型」という。)
- (2) 県内に初の先端的試験研究施設に係る固定資産投資を行う企業であって、固定資産投資額が1億円以上であること。(以下、この場合の固定資産投資を「R&D型」という。)
- (3) 前項の補助金の交付の決定及び額の確定を受けた企業(本要綱の施行期日前に、前項の要件を満たす先端的試験研究施設に係る固定資産投資を行った企業を含む。)又は岡山県大規模工場等立地促進補助金交付要綱別表4に定める補助金の交付の決定及び額の確定を受けた企業が、当該補助金に係る先端的試験研究施設で行う事業に係る製造工場又は製造業類似事業所への固定資産投資を行う場合であって、当該先端的試験研究施設に係る固定資産投資額が5億円以上であること。(以下、この場合の固定資産投資を「量産化型」という。)
- (4) 既立地企業が、県外の製造拠点、又は県外の製造拠点の主要な生産機能の一部を県内の事業所に移設し、集約する固定資産投資を行う場合であって、固定資産投資額が10億円以上であること。(以下、この場合の固定資産投資を「拠点集約型」という。)
- (5) 既立地企業が、既存の工場等へ固定資産投資を行う場合にあつて、本県における産業集積を相当程度高める効果が認められるもの(本県における対象製品の生産比率が50%以上)で、かつ生産性の高い設備の導入等により、ライン等の生産性が30%以上向上するものとして認められるものであつて、固定資産投資額が20億円以上であること。(以下、この場合の固定資産投資を「拠点拡充型」という。)

(補助金の額等)

第5条 第3条の規定により交付することができる補助金の使途、補助対象経費、補助額、補助率及び限度額並びに交付方法は、別表に定めるところによるものとする。ただし、知事が特別に認める場合は、別表(拠点集約型を除く)に定める補助率に、5%以内で上乗せできるものとする。なお、次の各号に該当する企業については、別表(R&D型、量産化型及び拠点集約型を除く)に定める補助率に、それぞれ5%を加算する。

- (1) 次条の規定による補助金認定申請日において、岡山県内に主要な工場等が立地していない企業であること。
  - (2) 県内に航空機関連分野の工場等に係る固定資産投資を行う企業であること。
  - (3) 県内にEV関連分野の地域経済牽引事業計画の承認を受け、工場等に係る固定資産投資を行う企業であること。
- 2 前項の規定により計算した補助額に1万円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額

を補助額とする。

- 3 本要綱の適用を受ける者は、新岡山県企業立地促進補助金、岡山県再投資サポート補助金並びに岡山県本社機能移転促進補助金の設備補助金及び土地補助金を受けることはできない。
- 4 本要綱の適用を受ける者は、県が補助金の額等の認定内容を公表することに同意するものとする。

#### (認定申請)

第6条 補助金を受けようとする者は、あらかじめ工場等の工事に着手する日の原則として30日前までに、補助金認定申請書(様式第1号)を知事へ提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、同項の申請をすることができない。
  - (1) 暴力団員等(岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)に該当する者
  - (2) 暴力団(岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等の統制下にある者
  - (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

#### (認定通知)

第7条 知事は、前条の規定による補助金認定申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは認定の決定を行い、申請者に対し認定通知書(様式第2号)を送付するものとする。

#### (事業内容の変更等)

- 第8条 前条の規定による認定の通知を受けた者(以下「認定企業」という。)が認定に係る工場等(以下「認定工場等」という。)の工事の内容を変更しようとするときは、原則として変更工事着手の30日前までに変更認定申請書(様式第3号)を、認定工場等の工事を中止し、又は廃止しようとするときは中止(廃止)届出(様式第4号)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による変更認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは変更認定の決定を行い、認定企業に変更認定通知書(様式第5号)を送付するものとする。
  - 3 第1項後段の規定による中止(廃止)届出書を知事が受理したときは、何らの手続きを要せず認定通知は効力を失うものとする。

#### (認定の取消し)

- 第9条 知事は、認定企業が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、第7条の認定又は前条第2項の変更認定の取り消しをすることができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により認定又は変更認定を受けたとき。
  - (2) 変更手続きによることなく、認定工場等の内容を変更したとき。
  - (3) この要綱に違反する事実があったとき。
- 2 知事は、前項により認定又は変更認定を取り消したときは、書面により速やかに通知するものとする。

(交付申請)

第10条 認定企業は、別表に定める補助金について、操業開始後1年6ヶ月以内に知事に対し、補助金交付申請書(様式第6号)を提出しなければならない。ただし、既立地企業に該当しない企業が、投資型で市町村営等産業団地又は民有地に立地する場合で、操業開始後1年6ヶ月以内に市町村の補助相当額のうち確定していない部分がある場合は別に定める。

(交付決定及び額の確定)

第11条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは補助金の交付の決定及び額の確定を行い、申請者に対し補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第7号)を送付するものとする。

(交付申請の取り下げ)

第12条 補助金の交付の決定及び額の確定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付の決定及び額の確定の通知を受けた日から起算して15日以内に補助金交付の申請を取り下げることができる。

(指示事項の遵守)

第13条 認定企業は、知事が事業報告を求めるなど補助金の交付に関し必要な指示をした場合は、これに従わなければならない。

(補助金の支払)

第14条 補助事業者は、第11条の規定による補助金の交付決定及び額の確定があったときは、補助金請求書(様式第8号)により、知事に対し補助金の支払を請求するものとする。  
2 知事は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに当該補助事業者に補助金を支払わなければならない。

(交付決定及び額の確定の取消し)

第15条 知事は、補助事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認められるときは、第11条の交付の決定及び額の確定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定及び額の確定を受けたとき。
- (2) この要綱に違反する事実があったとき。
- (3) 認定工場等の操業開始後10年以内に操業を休止し、又は廃業したとき。

(補助金の返還)

第16条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合に、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 前条の規定により補助金の交付の決定及び額の確定を取り消した場合
- (2) 第18条に規定している財産処分の制限期間内に、財産処分を行う場合

(加算金及び延滞金)

第17条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補

助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命じられた補助金の額100円につき1日3銭の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命じられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額100円につき1日3銭の割合で加算した延滞金を県に納付しなければならない。

3 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認められる場合は、補助事業者の申請により加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

#### (財産処分の制限)

第18条 補助事業者は、補助金の交付の対象となった認定工場等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け又は廃棄等するときは、処分承認申請書(様式第9号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、操業開始後10年を経過した場合又は減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)別表に定める耐用年数を経過した固定資産の処分についてはこの限りでない。

#### (地元市町村との連携)

第19条 この要綱は、原則として地元市町村が県と連携して、固定資産税の減免又は企業誘致のための助成をおこなう場合に適用するものとする。ただし、県営産業団地に固定資産投資を行う場合又は既立地企業が固定資産投資を行う場合はこの限りではない。

#### (その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別表（補助金の使途、補助対象経費、補助額、補助率及び限度額並びに交付方法）

区 分		県営産業団地	市町村営等産業団地	民 有 地
使 途		工場等の取得整備及び土地の取得	工場等の取得整備	
補助対象経費		認定工場等に係る固定資産投資（家屋、土地及び償却資産）に要する経費	認定工場等に係る固定資産投資（家屋及び償却資産）に要する経費	
補助額		家屋及び土地に係る固定資産評価額並びに償却資産の取得額にそれぞれ下欄の補助率を乗じて得た額	家屋に係る固定資産評価額及び償却資産の取得額にそれぞれ下欄の補助率を乗じて得た額	
補助率	投資型	100分の5		
	R&D型	100分の10		
	量産化型			
	拠点集約型	100分の15		
	拠点拡充型	100分の5		
限度額	投資型	50億円 (既立地企業5億円)	50億円※2 (既立地企業5億円)	25億円※2 (既立地企業5億円)
	R&D型	2.5億円		
	量産化型	5億円		
	拠点集約型			
	拠点拡充型			
交付方法	交付決定額1億円以上	5か年での分割交付		
	交付決定額1億円未満	一括交付		

※1 表中「固定資産評価額」とあるのは、地方税法第410条第1項の規定により決定し、同法第411条の規定により固定資産課税台帳に登録されたものとする。

※2 市町村営等産業団地又は民有地に立地する場合は、市町村の補助相当額と比較して低い方を限度額とする。